

安曇野市では、空家の流通や利活用を促進するとともに、空家の件数の減少や管理不全空家の発生を抑制するため、空家所有者の方向けの補助金を交付します。

## 注意! 補助対象になる空家とは?

おおむね1年以上にわたり、**居住その他の利用実態**（店舗や賃貸、別荘としての利用など）**がない**建築物等を「空家」といいます。ただし、申請時点で既に市場に出ている（＝不動産業者と売買・媒介契約を締結している）ものや、共同住宅の空き室は対象となりません。

\*所有者や近隣の方が「ここは空家だ」と認識しているかどうかは関係なく、客観的な状況で判断します。

### ◎補助対象になる建物の例

- ・所有者の死後、家財がそのままになっている住居
- ・長年使っていない別荘
- ・住居は使っていないが、庭を家庭菜園にしている
- ・住居は使っていないが、農機具を倉庫に置いている
- ・年に何度か、掃除や庭の除草のため宿泊している

### ◎補助対象にならない建物の例

- ・賃貸物件だが、この1年ほど借り手がつかない
- ・年に1度、親戚が集まって過ごしている
- ・不動産業者と仲介契約を結んだが買い手がつかない
- ・同じ敷地内の別棟に居住者がいる
- ・母屋を商材や事業用資材の保管場所として使っている

## 1 片付け清掃補助

空家を整理し、物件を安曇野市空き家バンクに掲載する場合に、片付け・清掃費用を補助します。

### 注意! 必ず着手前に補助金の申請をしてください。

（先に片付け作業・片付け契約・不動産業者との媒介/売買契約をしてしまうと、補助金はもらえません。）

○申請する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象者

- 個人であること（法人でないこと）
- 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
- 建物の所有者であること

対象物件

- 物件が安曇野市内にある「空家」であること
- 戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
- 取得して5年以上経過した空家であること（相続・遺贈の場合は、前所有者の所有期間と合算）
- 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと
- 共有の場合：共有者の同意を得ていること
- 片付け・清掃等を実施後、**安曇野市空き家バンク仲介事業者**と媒介/売買契約を締結し、**安曇野市空き家バンク**に物件を掲載すること（売却、賃貸どちらでも可）

その他

- 申請年度末（3月31日）までに実績報告ができること
- 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可）

### ○補助の対象となる経費

- ・空家内外の残置物の処理費用
- ・廃棄物処理費用（**家電リサイクル料金を除く**）
- ・空家の庭木の伐採・せん定や草刈りの費用

対象経費の1/3

上限**10**万円を補助

注目!

安曇野市空き家バンクへの掲載にあたって、**これから不動産登記・相続登記・境界測量**などを行う場合…  
**空き家バンク登録者支援補助**が併用できます!

対象経費の1/3

上限**20**万円

詳細は  
こちら  
から▶



（裏面もご覧ください⇒）

# 2 空家解体補助

## 上限が70万円に増額されました!

空家を解体し、不動産事業者を通じて敷地を第三者へ売却する場合に、解体工事費用を補助します。

**注意!** **必ず着手前に補助金の申請をしてください。**  
(先に空家解体・解体の契約・不動産業者との媒介/売買契約をしてしまうと、補助金はもらえません。)

○申請する場合は、以下の要件を**すべて**満たす必要があります。

- |      |                                                                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | <input type="checkbox"/> 個人であること (法人でないこと)                                                                                      |
|      | <input type="checkbox"/> 市税および国民健康保険税に滞納がないこと                                                                                   |
|      | <input type="checkbox"/> 空家となっている建物、またはその土地の所有者であること                                                                            |
| 対象物件 | <input type="checkbox"/> 物件が安曇野市内にある「空家」であること                                                                                   |
|      | <input type="checkbox"/> 戸建て物件であること (共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと)                                                                     |
|      | <input type="checkbox"/> 取得して5年以上経過した空家であること (相続・遺贈の場合は、前所有者の所有期間と合算)                                                           |
|      | <input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと                                                                                 |
|      | <input type="checkbox"/> 共有の場合：共有者の同意を得ていること                                                                                    |
|      | <input type="checkbox"/> 敷地内の建築物、工作物、立木等を <b>全て撤去し更地</b> にすること (上下水道施設を除く)<br>※媒介契約においては不動産事業者の、売買契約においては買主の同意がある場合、母屋以外は残置可能です |
|      | <input type="checkbox"/> 空家解体後、 <b>不動産事業者と媒介/売買契約し、敷地を住宅用地として第三者へ売却</b> すること                                                    |
| その他  | <input type="checkbox"/> 申請年度末 (3月31日) までに実績報告ができること                                                                            |
|      | <input type="checkbox"/> 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと (施工箇所が完全に分離できれば併用可)                                                           |

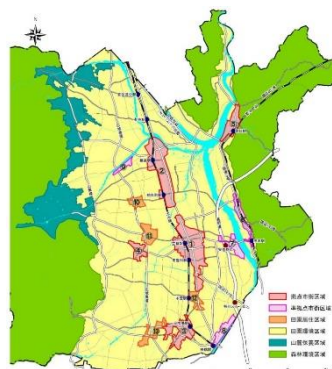
### ○補助の対象となる経費

- ・当該空家等の解体工事費用
- ・廃棄物処理費用
- (家電リサイクル料金を除く)
- ・敷地の整地費用

※**重点支援空家** (…①劣化が著しく倒壊のおそれがあるもの、②再建築が困難な敷地を隣地所有者が取得して解体するもの) に該当する建物を解体する場合、又は借地上の建物を地主が解体する場合には、**補助額、交付要件、提出書類が一部異なります。** 詳しくはお問合せください。

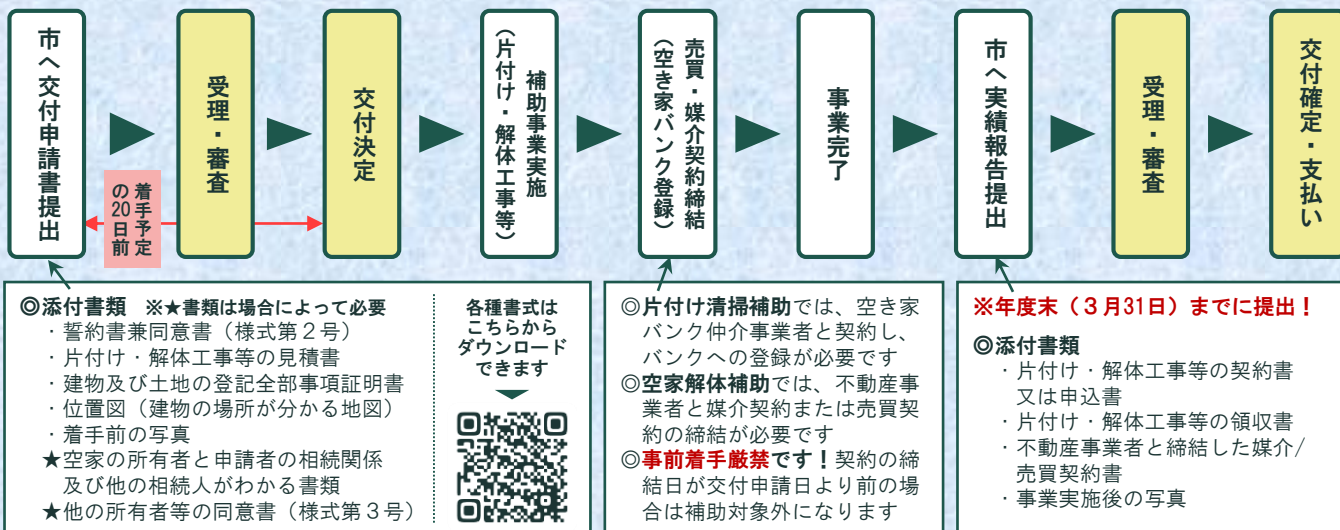
右図の区域により上限が異なります

- |                                                                                           |                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>抛点市街区域</li> <li>準抛点市街区域</li> <li>田園居住区域</li> </ul> | <p>対象経費の1/3</p> <p><b>上限70万円を補助</b></p>                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>田園環境区域</li> </ul>                                  | <p><b>上限50万円</b></p>                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>山麓保養区域</li> <li>森林環境区域</li> </ul>                  | <p><b>上限50万円</b></p> <p>※令和4年度のみ経過措置で30万円から50万円に増額中</p> |



※区域が分からない場合は空家活用係までご相談ください。

### ○補助金の申請から交付まで



お問い合わせ

安曇野市役所 移住定住推進課 空家活用係 〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000 (2階6番窓口)  
電話: 0263-71-2011 (直通) / メール: akiya@city.azumino.nagano.jp